

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
基づき、當日には、
の規定により告示する。)

基づき、國府土地改良区の定款の変更を平成五年六月二十八日認可したの
で、同条第三項の規定により告示する。

平成五年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示 土地改良区の定款の変更の認可（二件）（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（六件）（森林保全課）

公有水面の埋立ての免許の出願（漁港課）

公共測量の実施（管理課）

蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託を廃止する
規約（道路課）

鳥取県と岡山県の区域の境界に係る道路の管理の方法
（〃）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

鳥取県告示第五百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を平成五年六月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

平成五年七月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に
基づき、國府土地改良区の定款の変更を平成五年六月二十八日認可したの
で、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第五百七十九号

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 鳥取市河内字大吹一四六二の三六（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 解除の理由
 林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 解除の理由
 道路用地とするため
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
 る。
- 鳥取県告示第五百八十二号**
- 次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
 る。
- 平成五年七月二日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 岩美郡国府町大字上地字吹山ノ谷八二八の一・八二八の二・八二八の
 五・八二九の一・八三〇の三（以上五筆について次の図に示す部分に限
 る。）、八二八の三、八二八の四、八二八の八から八二八の一〇まで、
 八二九の二、八二九の三
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 解除の理由
 林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町金持字朝丸一〇二四の六一・一〇二四の六七・一〇二四
の六八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

鳥取県知事 西 尾 邑 次

日野郡江府町大字俣野字篠谷山一の一（国有林。次の図に示す部分に
限る。）・一の三・一の五（以上二筆について次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び江
府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成五年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字長谷字弥長谷一〇二七・字安郷滝奥一〇二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
林道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 鳥取県告示第五百八十七号**
- 公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。
- その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。
- 平成五年七月一日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県
鳥取市東町一丁目二二〇
- 鳥取県知事 西尾邑次
- 鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二〇一九の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑯の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑯の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から一六二一度三六分〇四秒八五・

四四メートルの地点

②の地点 ①の地点から六〇度五〇分四〇秒三五・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五〇度二二分一〇秒六・七四メートルの地点

④の地点 ③の地点から六一度一一分五六秒一一・三二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一五〇度五一一分三一秒三一・七五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三七度五〇分三一秒三・二〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一九四度二二分三三秒一三・八七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二〇度三八分三五秒一五・七九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三一二度一分四五秒一〇・七九メートル

(イ) の地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四一度一三分一五秒二・四〇メートルの

地点

⑪の地点 ⑩の地点から一八三度三〇分一八秒一五・五一メートル

の地点

⑫の地点 ⑪の地点から一四三度四分五〇秒二・八四メートルの地

点

⑬の地点 ⑫の地点から三三〇度五五分一六秒四九・四〇メートル

の地点

⑭の地点 ⑬の地点から一四二度五一一分一六秒三・一〇メートルの

地点

(イ) 面積 二、一〇〇・九〇平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(イ) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二〇一九の地先公有水面

(イ) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地

点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 長和瀬漁港東防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東經一三三度五八分二五秒）から二九四度五九分一一秒一六・

一七メートルの地点

イの地点 アの地点から六〇度三八分四秒九〇・二三メートルの地

点

(ウ) の地点 イの地点から一五〇度三六分三九秒一〇〇・〇四メートルの地点

ルの地点

エの地点 ウの地点から一七五度五一分三五秒六九・九〇メートルの地点

の地点

オの地点 エの地点から一三〇度一四分二五秒四〇・一一メートルの地点

の地点

カの地点 オの地点から一九四度三三分四七秒六〇・一〇メートルの地点

の地点

キの地点 カの地点から三〇三度二一分四七秒二九・九五メートルの地点

の地点

クの地点 キの地点から一四三度二〇分四一秒四三・九〇メートルの地点

の地点

(イ) 面積 二三、九〇七・八〇平方メートル

(イ) 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成五年五月二十日

平成5年7月2日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第五百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

平成5年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（米子インター北地区基準点測量委託）

二 作業期間 平成5年六月二十一日から同年九月十三日まで

三 作業地域 米子市二本木、赤井手及び今在家

鳥取県告示第五百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づく蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託を、次のとおり規約を定めて廃止したので、同条第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成5年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

る規約を廃止する規約

鳥取県、岡山県蒜山大山有料道路の管理に関する事務の委託に関する規約（昭和四十五年六月鳥取県告示第四百六十六号）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成5年七月一日から施行する。

鳥取県告示第五百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、鳥取県と岡山県の区域の境界に係る道路について、岡山県と協議して次のとおり管理の方法を定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成5年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 道路の種類及び路線名

県道大山上福田線

二 管理者

管 理 区 間	管 理 者
県道大山上福田線の起点から九九九メートルの地点を基点として、当該基点から七七六メートルの地点（以下「管理境界地点」という。）までの区間	鳥取県
管理境界地点から一、二一六メートルの地点までの区間	岡山県

三 施行年月日

平成五年七月一日

平成五年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年七月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号
平成四年十月二十七日 鳥取県指令受都計三一一第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉一〇五四

松田良二

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年一月三十日 鳥取県指令受都計三一一第四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字御建灘道東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎六一一一

家原 猛

鳥取県告示第五百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。